

【特報】

# 日米知財裁判カンファレンス

Joint Judicial Conference on Japan and U.S. Intellectual Property Rights

## ① 日米知財裁判カンファレンス開催報告

弁護士 林 いづみ

### 1 はじめに

2011年10月26日、27日の2日間にわたり、東京（会場：ホテルオークラ東京）において、「日米知財裁判カンファレンス」が開催された。

このカンファレンスは、世界で初めて、米国連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）のレーダー首席判事を含む6人もの裁判官（ランドール・R・レーダー、アーサー・J・ガイヤーサ、リチャード・リン、ティモシー・B・ダイク、シャロン・プロスト、キンバリー・A・ムーア）、日本の知的財産高等裁判所の中野所長を含む部総括裁判官（中野哲弘、塩月秀平、飯村敏明、滝澤孝臣）および裁判官（高部眞規子、八木貴美子、東海林保、井上泰人、古谷健二郎、荒井章光）、東京地方裁判所・大阪地方裁判所の知的財産部の部総括裁判官（岡本岳、大鷹一郎、阿部正幸、大須賀滋、森崎英二）、デイヴィッド・J・カッポス米国商務省知的財産担当次官・米国特許商標庁（USPTO）長官、岩井良行特許庁長官、および日米の知的財産分野で活躍する多数の弁護士、弁理士、企業の知的財産実務家が、一堂に会し、議論と交流を通じて相互理解を深めるものであった。

登壇者総数は66名、参加者総数は約800名であり、参加者には、米国のみならず英独仏、中国、韓国、ブラジル等を含む海外からの参加者約100名のほか、日本在住の外国人参加者多数が含まれる。レセプション以外はすべて日英同時通訳付きで、

全体会議ではカメラ2台で登壇者の表情をステージ左右の210インチのスクリーン2機に上映した。

### 2 本カンファレンスの趣旨

現代においては、知的財産権の創造・流通・紛争のボーダーレス化が顕著であり、日本の知的財産制度やその運用のあり方を考えるに際しても、他国、とりわけ、日本と緊密な関係にある、米国の知的財産制度と其实務を理解することは重要である。インターネットによる情報交換のみならず、現実には、人と人が顔を合わせて交流する本カンファレンスは、日米両国の知的財産制度と実務についての相互理解を深める絶好の機会である。

本カンファレンスに出席するために、米国連邦巡回控訴裁判所の6人もの裁判官が来日された。米国史上でも、初の試みという。また、国を超えて、裁判所、特許庁および民間が、このような大規模で一堂に会する例は、世界的にもいまだかつて、例がないという。開会式においてレーダー首席判事が“dream comes true”と述べられたとおり、約800名の参加者を前に、日米の12人の知財裁判官が一行に並ぶ姿は壮観であった。

本カンファレンスは、かかる比類のない歴史的意義に賛同した以下の共催ないし後援団体の協力により実現した。米国特許商標庁、フェデラル・サーキット・バー・アソシエーション、日本知的財産協会、日本弁護士連合会、日本弁理士会、弁護士知財ネット、(株)日本国際知的財産保護協会、

国際弁理士連盟日本協会、(社)日本経済団体連合会(順不同)。

### 3 プログラムの概要

本カンファレンスでは、日米両国の裁判官のパネルディスカッション、六つの分科会、模擬裁判などの多様なプログラムが生まれ、日米両国の最先端の知的財産制度、実務、今後の展望が、全体を通して、自由闊達、ライブな雰囲気の中で語られた。

#### (1) 2011年10月26日(水)〔1日目〕

会場：ホテルオークラ東京

別館アスコットホール

9:00 受付開始

10:00 開会式

日本側共催者を代表し、宇都宮健児日本弁護士連合会会長の開会挨拶で開始した。

本カンファレンスの歴史的意義を確認するとともに、2011年3月11日の東日本大震災について、米国特許商標庁および米国連邦巡回控訴裁判所から弔意と復興支援の意が、また、日本側より、米国など世界からの支援に対する感謝と復興への決意が語られた。

10:30-12:30 日米両国裁判官による合同ディスカッションおよび質疑応答

13:30-17:00 分科会(パネルディスカッション)

午後の前半と後半に分け、それぞれ3トラック並行して、合計六つのパネルディスカッションを行った(会場：アスコットホールおよびオーチャードルーム)。

パネル1：国際消尽

パネル2：共同侵害および間接侵害

パネル3：損害賠償と差止

パネル4：進歩性・自明性

パネル5：均等論

パネル6：営業秘密の保護

#### (2) 2011年10月27日(木)〔2日目〕

会場：ホテルオークラ東京・本館平安の間

10:00-11:00 特許庁からの視点

デイヴィッド・J・カッポス米国特許商標庁長官から、米国特許法改正(2011年9月16日成立「米国特許改革法」アメリカ・インベント・アクト)等について、岩井良行特許庁長官から、特許法改正(平成23年6月8日公布)、特許審査ハイウェイ(PPH)等について、講演が行われた。また、当日朝の控室における両長官の取決めに、即興でフロアの日米参加者からの質問に答えることとなり、両長官が中央演台の左右に立ち、岩井長官が司会進行された。

11:00-12:30 パネルディスカッション

米国連邦巡回控訴裁判所と知的財産高等裁判所が各国でなした貢献と今後の展望

13:30-17:15 模擬裁判

17:15-17:30 閉会式

17:30-19:30 レセプション(会場：アスコットホール)

奥山尚一日本弁理士会会長の開会挨拶で開始。

### 4 おわりに

ここに本カンファレンスの成功をご報告できるのは実に多くのみなさまのご尽力の賜である。臨機応変な登壇者、主体的な参加者、受付や参加者昼食配布・会場整理等をしてくださった弁護士会・弁理士会の職員、弁護士知財ネットの会員弁護士および事務局および弁理士のみなさま、裁判官席らしい皮張ハイバックチェアの調達に至るまで、日本のホテルならではの行き届いたサービスのホテルオークラ東京に、あらためて深謝申し上げる。最後に、本カンファレンスの日本人側準備委員は、日本弁護士連合会から弁護士末吉互(同知的財産センター長)および同林いづみ(同センター事務局長)、日本弁理士会から弁理士奥山尚一(日本弁理士会会長)および同川上桂子(同会本カンファレンス対応PGリーダー)の4人で務めた。約1年間、先例のない試みを筋を通して形にする調整、大震災後の輪番停電や余震の中で5月開催予定の延期を決断、新日程・会場の選定、6000通超のもっぱら英文のemailの往復など、感慨深い。